

第一節 城崎温泉の管理経過と現況

88	85	82	79	76	73	70	67	64	61	58	55	52	49	46	43	
晴 嵐 亭	深 鴻 の 湯 山 館	つ ち や 樂 園	喜 磯 み よ し 館	こ じ ま 喜	晴 風	緑 武	玄 武	よ し は る	三 國 屋	山 城 屋	川 口 屋	朝 來 屋				
株式会社 た わ や	相 有 限 会 社 生 し	榊 山 田 美 智 子	藤 原 兼 三 郎	中 村 博 恒	結 城 真	有限 会 社 ま	横 田 熱	飯 田 輝 之	国家 公 務 員 寮	有 限 会 社 よ し は る	三 國 屋	結 城 屋	川 有 限 会 社 豊	足 立 つ ま 屋		
		86	83	80	77	74	71	68	65	62	59	56	53	50	47	44
	ときわ別館	城 崎 苑	鴻 泉 莊	まん だら や	泉 都	は し 本 や	小 林 屋	綠 風 閣	オニ ユ ヒ ロ	う め や	油 屋	み つ わ	扇 屋	田 木 屋	赤 石 屋	
常 盤	株式会社 盤	国 鐵 共 濟 組 合	郵 政 省 共 濟 組 合	株 式 會 社 まん だら や	株 式 會 社 觀 光	株 式 會 社 安 田	株 式 會 社 小 林	株 式 會 社 岩 根	株 式 會 社 風	源 田 弘 美	塚 本 俊 三	井 上 君 惠	木 下 ま さ 子	立 花 綾 子	株 式 會 社 赤 石 社 屋	
		87	84	81	78	75	72	69	66	63	60	57	54	51	48	45
ホ テ ル ラ ン ド	白 樂 園	城 泉 閣	まん だら や	城 崎 別 館 や	城 崎 莊	しな の や	ま つ や	ま え の	ま せ や	ち と せ や	さ ぎ ゑ	菊 丹 乃 井	丹 波 屋	大 波 川	お け 庄	新 か め や
西 村	株式会社 村 屋	県 民 憩 の 家	城 泉 閣	株 式 會 社 まん だら や	株 式 會 社 崎 莊	有 限 會 社 の や	有 限 會 社 の や	有 限 會 社 の や	前 野 笑 子	浦 瀧 和 子	秋 山 義 談	二 本 松 弘 子	株 式 會 社 丹 波	大 川 健 一 郎	有 限 會 社 新 か め や	株 式 會 社 新 か め や

合計八十八戸

第二節 城崎温泉の集中管理

(1) 温泉の集中管理

温泉集中管理の意義 現在各温泉地で、その地域の源泉の保護涵養にせまられて盛んに研究されている温泉の集中管理について、これを書いて意義づけると温泉の集中管理とは

「限られた地域における、限られた量の温泉の利用効率を最大限に高めて活用再配分することである」これを具体的に列举すると

- 諸問題を内蔵する温泉権、すなわち、源泉所有権・温泉利用権の集中管理。
- 温泉の泉質・湧出量・温度等、温泉の価値を把握して物体としての集中管理。
- 温泉の採取、ならびに利用施設への供給に要する経費を最少限に管理。

以上に要約することができる。

集中管理の効果 前述の諸要素を完全に実現することによって、つぎのような効果を期待することができる。

温泉権の集中管理により

- 温泉地におこり易い各種紛争の防止ができる。
- 乱掘防止による源泉の保護涵養が期待できる。
- 温泉のもつ公共性の強調が、しやすくなる。

温泉諸施設の集中管理により

- 既存の温泉利用施設を満足させるための揚湯量が、大幅に節約できる。
- 地域源泉の枯渇を防ぎ、保護または枯渇源泉の復活が期待できる。
- 余剰源泉の有効活用により施設の充実・利用開発が可能となり、町・区の発展に直結する。
- 総合的に温泉の採取と供給の原価が安くなり、投資効果が増大する。

温泉の価値評価基準

- 泉質＝医療効果による。○温度＝温度の高低による。○湧出量＝量の多少による。

右の三点のうち、温度と湧出量については集中管理の対象となり合理化することができる。また入浴用に供する温泉の場合、加熱不要の有効熱量として四三度Cを基点（零度）と見なして考へることが適当である。

- ◎有効熱量＝湧出量×（湧出温度－四三度C）

(2) 内湯紛争の和解と調停

北但大震災の復興 大正十四年（一九二五）五月二十三日円山川の河口沖約八糠でおこった海底地すべりにと内湯訴訟事件 よる地震の発生によって、城崎町はほとんど壊滅して湯島区は廃墟と化してしまった。

しかし幸い源泉には大した被害と影響を受けなかつたので城崎町では、直ちに復興計画委員会（町・区議会議員二十四名）を設けて町民一丸となり復興のために立上つた。温泉街の復興の第一として、まず外湯の復興が進められ大正十五年から昭和七年にいたる間に六カ所の外湯は全部新築復興された。

また区画整理組合も設置されて、町民は所有地の一部を提供して道路・河川・その他公共施設の整備に協力

して、現在の城崎温泉の骨格が昭和十年にほぼ完成した。

当時の町づくりは、外湯を中心とした共生共栄の精神が一筋につらぬかれて今日にいたっているが、これがあなた全国的にも、まれな内湯訴訟事件が惹起したともいえる。しかしこの伝統的な住民意識と温泉の管理方法が内湯訴訟事件を経て、はじめて確認され発展的な和解の成立をみることができた。

この間この事件のため当時は行政的・経済的にも城崎温泉の発展は一時停滞し、その上に昭和十二年七月よりの日華事変にひきつづき昭和二十年までの第二次世界大戦の長い期間中城崎温泉の伸展は全くなかった。

紛争の和解と調停 昭和二年より紛争をつづけた内湯訴訟事件を、敗戦後も未解決のままいつまでも放置しておくことは、城崎町発展のため許されることではなく、この問題解決のため昭和二十三年八月二十五日

町長に就任した西村六左衛門（新城崎町初代町長）は、訴訟の相手方である片岡郁三の相続人・片岡真一（新城崎町第三代町長）と誠意をもって折衝した結果、昭和二十五年三月二日双方が妥協して調停裁判は円満に和解が成立し、ここに二三年間にわたった紛争を終結することができた。

大阪高等裁判所主任裁判長および調停委員立会いのもとに円満裡に成立した和解調停はつぎのとおりである。

調停条項

一、被控訴人は城崎町湯島において現に温泉の湧出する土地を有する者の総員が同調することを条件として、控訴人が城崎町湯島の地域において湧出する温泉を利用する権利を有することを確認する。

二、控訴人は城崎温泉の外湯を堅持する外、新たに内湯を設けるため直ちに別紙要項の内湯条例を制定実施するものとする。

内湯条例要項

三、被控訴人方に現存する内湯は、右内湯条例に則った内湯とする。但し、同条例要項第五の規定に拘わらず控訴人は本調停成立後一〇カ年は被控訴人が現有する内湯を継続することを認める。

四、本訴訟の第一・二審に於ける訴訟費用及び本件調停に要した費用は各自辨とする。

第一、城崎町湯島において湧出する温泉は、この条例によつて浴客用内湯に利用せしめることが出来る。

第二、第一項運営のため湯島区に温泉委員会を設ける。

右委員会は城崎温泉源の調査、掘さく、湧出温泉の配分等を研究調査し城崎町長の諮問に応ずるものとする。

温泉委員会の委員は九名とし、城崎町会議員より二名、湯島区会議員より二名、商工業者より三名、兵庫県知事の推薦する者一名を町長において委嘱するものとする。

第三、第一項内湯開設の許否は温泉委員会に諮問し、且湯島区議会の議決を経て城崎町長が之を決定する。

第四、右内湯開設の許可を得た者は、湯島区に対し所定の施設分担金を支払い且使用量に比例する所定の使用料を支払わねばならない。

第五、城崎町長は現存共同浴場泉源の泉量に著しい不足を生じたときは、温泉委員会に諮問し且温泉区議会の議決を経て既に許可した内湯引湯の分量を減少し、或はこれを中止することが出来る。

昭和二十五年三月六日　　右調停認可決定

大阪高等裁判所第二民事部

城崎温泉
利用条例

和解による調停条項および内湯条例要項に示された事項に基づき、城崎温泉利用条例がつぎのとおり公布された。

和解調停成立の当事者

裁判長判事	松本左右一
判事	神戸敬太郎
調定委員	福本 一
同	和田 良平
	梶 彦兵衛
岡	松樹

被控訴人＝三木屋旅館主

片岡 真一

控訴人＝城崎町湯島財産区管理者

城崎町長 西村六左衛門

私有泉源地所有者＝四名

片岡 真一

旅館三木屋

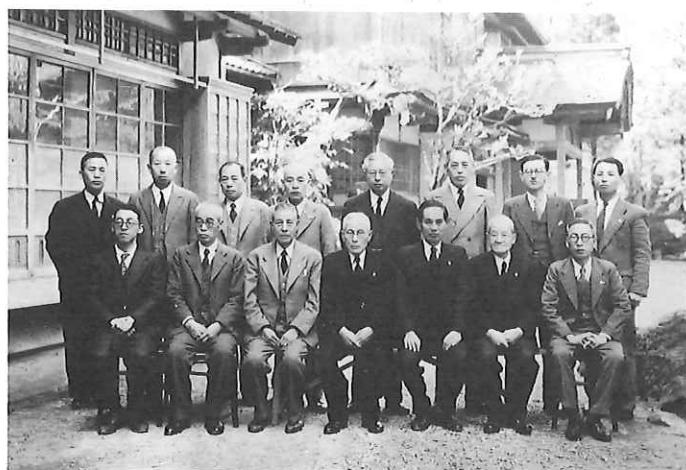
西村六左衛門

旅館ゆとうや

日生下重郎助

旅館西村屋

西村 四郎



写284 和解調停成立（昭和25年4月8日 三木屋）

城崎温泉利用条例（昭和二十五年城崎町条例第一号）

第一条 この条例は城崎町湯島区が有する地域で、その湧出し又は湧出せしめた温泉を利用する権利を適正に運営し、延いて温泉源の保護を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この条例の施行地域で温泉源を掘さくし又は温泉を利用せんとするものは、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）並びに関係法令によるほか本条例に従わなければならない。

第三条 この条例の施行及び運営を行うために湯島区に温泉審議会を設ける。

第四条 前条に定める温泉審議会は、城崎温泉の温泉源の掘さく並びに温泉の利用配分等を研究調査し、

城崎町長の諮問に応ずるものとする。

2、城崎町長は温泉源の保護のため湯島区及び近隣地区の温泉湧出の障害事象の調査研究等についても、諮詢することができるものとする。

第五条 温泉審議会の委員を九名とし、城崎町長が委嘱する。

2、前項の委員は城崎町長が城崎町会議員より二名、湯島区会議員より三名、城崎町湯島区在住商工業者より三名説明して湯島区議会の承認を得た者および兵庫県知事の推薦した者一名とする。

第六条 委員の任期は城崎町及び湯島区議会の議員にあってはその議員の任期中とし、その他は二ヵ年とする。

第七条 この条例の施行区域内で温泉を掘さく又は利用する許可を申請しようとするものは、城崎町長の承認を受けなければならぬ。

2、前項の承認を受けようとする者は、所定の書類を具して申し出なければならない。

第八条 城崎町長が前条の許否を決しようとするときは温泉審議会に諮問し、かつ、湯島区議会の議決を経なければならない。

第九条 温泉利用承認及び許可を受けた者は、湯島区に対し別に定める施設の分担金を支払い、かつ、利用量に比例する使用料金を支払わねばならない。

第十条 城崎町長はこの条例施行のとき、現存する共同温泉浴場の泉源の湧出量に支障を生じ又は生ずるおそれありと認めたときは、温泉審議会に諮問し、かつ、湯島区議会の議決を経て温泉源掘さくの承認を取り消し若しくは温泉の利用量を減少あるいは中止せしめることができる。

第十一条 この条例第七条の規定は当初の承認事項を変更又は異動せしめようとするときに準用する。

第十二条 この条例施行に必要な細則は別にこれを定める。

附 則

第一条 この条例は公布の日から施行する。

第二条 この条例施行のとき現に温泉を利用しているものは、この条例施行の日から六〇日以内に届け出なければならない。

2、前項により届け出たものは、第七条による承認を受けたものとみなす。

第一項により届け出た事項に変更又は異動を生ぜしめようとするときは、この条例の定めるところによる。

第三条 この条例施行のとき現に温泉を公共の浴場に供しているものは、この条例施行の日から一〇カ年を限り第十条の規定を適用しない。ただし、その利用する温泉の量に変更を來す場合はこの限りでない。

この条例は現在までに字句挿入程度の改訂があつたが、當時制定された条文の趣旨のままで施行されており、いわば城崎温泉管理の憲法的な存在となつてゐる。

温泉利用権の集中管理実現 理念によつて、幾多の犠牲や努力の結果和解をみたわけである。

この和解成立の時点で源泉のうち私有源泉については、土地の所有権は私有として認めるがその源泉から湧出する温泉の利用権は、全面的にすべて湯島財産区にあることが確認された。

また城崎温泉利用条例が公布されたことによつて、城崎町の温泉事業が公営事業としての性格を明確に打出して城崎温泉の温泉利用権の集中管理方式が実現することとなつた。したがつて実質的には温泉の開発ならびに温泉の利用に関しては、一切私的な要素が排除されることとなり、乱堀防止による源泉の保護涵養は勿論、温泉地におこり易い各種紛争の絶無を期すことができるようになった。

昭和四十二年三月出版された『城崎町年表史』によると、内湯訴訟問題の解決にあたつて西村六左衛門より「年表史の発刊に際して」の寄稿のなかに、つぎのような当時の決意と感慨が述べられてゐる。

「訴訟当时、私は第三者の立場に立つて内湯設置の可否両論は、ともに、その理のあるを諒としたが、町政担当の責を負う立場にあつたとき、時勢の進展、温泉を中心とした町發展のために永年の内湯訴訟問題の解決が先決であり、また自分の最大の責務であると決意した。

○城崎温泉発展のために!!

決意の動機は、敗戦後占領政策に軍国主義的な政策が一変し民主主義のもとに、平和産業を中心に観光事業が国の重要産業政策の一つに取り上げられ、不安定な社会情勢下にあって温泉地を中心とした觀光事業が急速に時代の要求となつたことである。

したがつて城崎温泉も従来の外湯浴場のみでは、これを満すことはできないし城崎温泉を向上させるためには内湯も併せ設置する段階であり、これがため早急に訴訟問題を解決することが急務と考えた。

○訴訟妥結にあたつて、当代片岡眞一氏の協力について!!

私は、将来城崎温泉の発展のために温泉は、外湯・内湯併置の基本の方針を確信して、その解決策を片岡氏に提示し協力を求めた。同氏は至極恬淡に全面的に肯定され一挙に和解の成立を見ることがなつた。

私は改めて、片岡氏の郷土愛、共存共榮の精神に深い感銘を覚えるとともに、城崎町民としては深甚なる感謝の意を捧げなければならないと思う」との記述がある。

したがつて訴訟和解の調停条項の第一項によつて、湯島区に利用権が認められた反面、第二項によつて、外湯・内湯の併置の原則が明確に打出されることとなつた。また訴訟和解の調停条項の第三項により今後一〇カ年以内には、湯島区は最大の努力と不退転の決意をもつて、必ず内湯を実現するといい切るほどの並々ならぬ決意をこめた努力目標が明示されている。

しかし調停条項と同時に提示された内湯条例要項により、内湯開設にあたつては、町長はまず温泉審議会に諮問し、なおかつ湯島区議会の議決を経なければならぬといった厳重な規制を経ることが明示されていると

ともに、既存の外湯（共同浴場）の泉源の泉量に著しい不足を生じたときは、すでに承認された内湯引湯の分量を減少し、あるいはこれを中止することができるといった厳しい措置も明示されている。

このことから、温泉利用の優先順位は

- ・第一＝外湯による区民および観光客の温泉利用。

- ・第二＝訴訟当時の私有泉所有者（四名）の内湯用の温泉利用。

- ・第三＝その他一般旅館の内湯用の温泉利用。

といった趣旨も含まれているものと解釈することができる。また内湯事件調停の基本原則である外湯堅持のため、内湯に対しては色々と厳しい規制をすることによって湯島区住民の共存共榮の実を挙げるための確認であり、城崎温泉のみに通ずる方式が生れることとなつた。

この和解によつて、全国的にもまれにみる温泉利用権の集中管理が実現したこととなり、現在の「城崎温泉の集中管理」方式の基礎が確立された。

(3) 泉源の開発

新泉源掘さく拡充計画 昭和二十五年三月の和解成立後、内湯設置については当時の湧出温泉量では到底不可能なこと

は明らかであり、あらたに大掘さくを実施する必要が生じた。当局は、ただちに温泉審議会を設置して、もっぱら泉源について各方面の権威者に委嘱して研究するとともに、京都大学助教授の瀬野錦藏博士・東京大学教授の広瀬孝六郎博士・中央温泉研究所内地質調査部長の小林儀一郎博士等々の調査報告書を参考として昭和二十六年三月付にて『城崎温泉新泉源掘さく拡充計画書』が審議会より答申された。

骨子は、

- 新泉源掘さく拡充の必要性。
- 現在の湧出量と内湯設置に必要な泉量。
- 新泉源掘さくと配湯計画。

○工事費の財源について。

○新泉源開発後の城崎温泉 となつてゐる。

城崎温泉開発研究会 城崎温泉では従来より温泉の科学的究明はその認識もひくく、また温泉を直接經營する湯島区の財政事情もあり、昭和の初めより昭和二十五年にいたる間ほとんど手がつけられていなかつた。

たまたま瀬野錦藏博士が既存の浅層源泉の揚水試験をして温泉源の実態が若干判明した。したがつて新城崎町の初代西村六左衛門町長は、内湯問題を早期に解決する決意から温泉の開發に科学的な調査と技術をとりいれる考えをうちだして、前述の諸先生方よりの各報告をうけているものの、これ等の調査だけでは不充分であり、昭和二十五年に公布された温泉法を完全に活かすためにも、また城崎温泉の百年の大計と将来にわたる城崎町全域の温泉の総合調査研究が必要と考えた。昭和三十九年より湯島区の乏しい財政の中から年額一〇〇万円を予算計上し、京都大学の理解の上で町長の学術諮問機関として「城崎温泉開発研究会」が設置された。これにより本格的な調査研究にふみだすこととなつた。

委員長

熊谷直一博士

地質調査

II 吉沢

甫博士

放射能探査 || 初田甚一郎博士

温度探査 || 湯原浩三博士

調査は昭和三十八年・三十九年・四十年と実施された。

温泉の調査

城崎温泉開発研究会による調査結果の大要はつぎのとおりであった。

地質調査 || 吉沢博士 (図46)

○大谷川流域を構成する新第三紀層を、下部累層と上部累層に大別することができる。

○温泉寺薬師堂を通り北北西より南南東に断層が発見された。(行者山断層)

○桃島池の東側を通り小学校より今津にぬける北北東より南南西に走る西落ちの断層がみつかった。

○行者山断層とならび御所湯方向東南に走る急角度の断層があり、これにそつて有力な源泉が存在する。

○桃島累層と湯島累層とは、地形・地質とも類似していると考えられる。これはそれらの岩石を岩石顕微鏡で観察した結果は、これを数種類に分類し得るし、他のものと比較して量的差異のあることが判明し、温泉の化学作用の学術解明に一つの手がかりとなると考える。

放射能探査・地温探査 || 初田博士・湯原博士 (図47)

○放射能探査は、シンチレーション・サーベイメータを使用し、一〇メートル間隔で中学校付近の二四二点を測定したが、最高〇・〇四一六、最低〇・〇二〇一、平均〇・〇二八〇四ミリレントゲンで (図47) は、比較的高い放射能と地温の地点を示す。

○自然電位探査では同地区で四九八点の測定を行った結果、大谷川右岸と猪飼付近は岩盤が比較的浅く、西

図46 湯島区周辺の温泉(A)、水系(B)、断層図

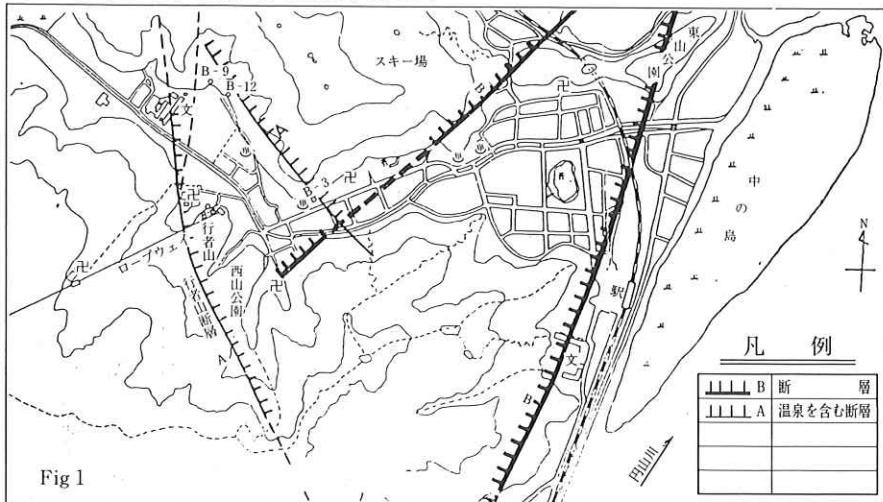
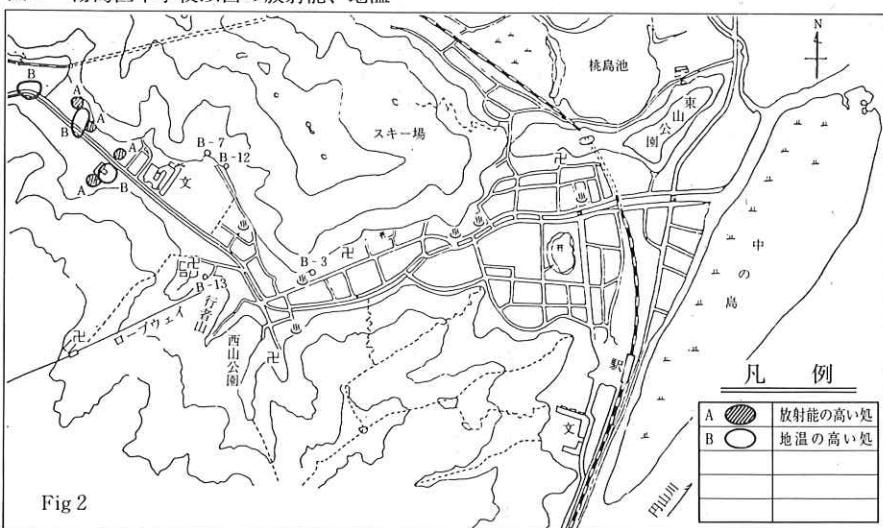


図47 湯島区中学校以西の放射能、地温



第二節 城崎温泉の集中管理

図48 城崎温泉湯島区内地下60米の等湯分布図

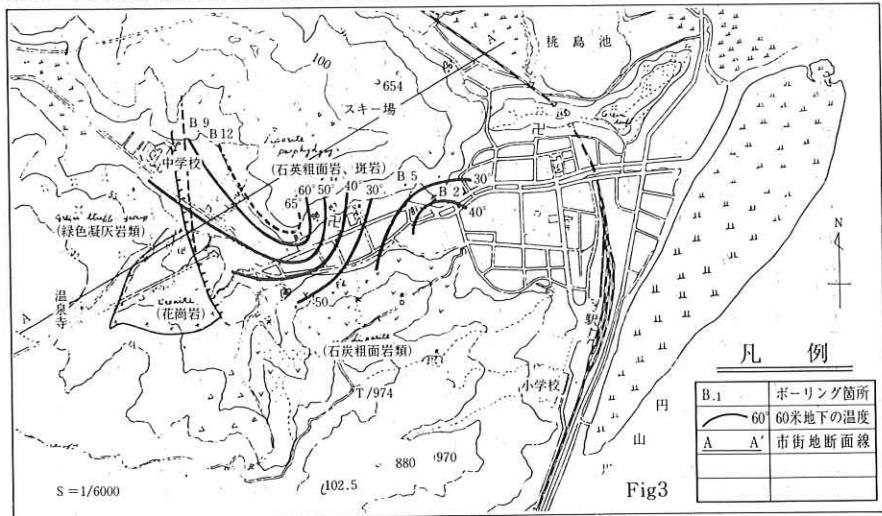
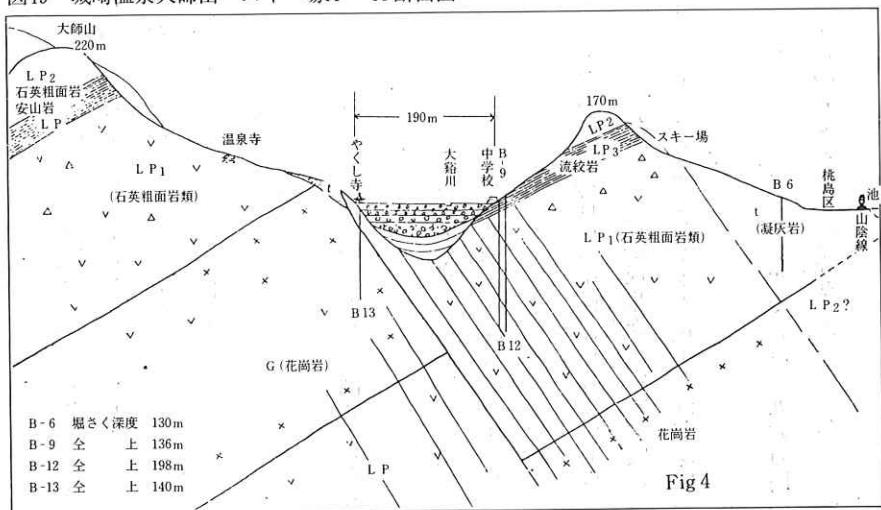


図49 城崎温泉大師山—スキー場A-A'断面図



方に屈曲した付近では基盤が落ち込んで断層が存在するとも考えられ、地下構造はかなり変動している。

○放射能検層は、B No 13号ボーリングで行つたが（検層器は別府火山研究所のALOKAシンチレーションを借用）地上では、一〇〇～一五〇c·n·tが、四五トルーでは、一、〇〇〇～一、五〇〇c·n·tとなり、五〇トルーでは、二、五〇〇～三、〇〇〇c·n·tとなり急上昇し、八〇トルーでは温度五〇℃となり、三、〇〇〇c·n·tを記録した。これは断層の状況を知るに効果的である。

調査総合報告＝熊谷博士（図48・図49）

○B No 1号よりB No 13号までのボーリング結果および既存泉源の分布から、等温図示をすると（図48）になり、熱源体の地下の状況がほぼ推定できる。

○地殻構造は温泉寺からスキー場を断面に表わすと（図49）のようになる。またB No 12号とB No 13号ボーリングの地下の構造は全く異つてるので、B No 12号、B No 9号のボーリングを基盤の花崗岩に到達せしめれば学術・温泉解明に興味深いものがある。

温泉掘さくの準備と実施 新泉源探査のための掘さくは昭和二十六年七月一日より一の湯前の三宅物産店横にてB No 1号ボーリングとして施工され、深度一五一・八メートルまで掘さくしたが成果が揚らず失敗におわった。つづいて昭和二十六年十月二十一日より一の湯前の道路にてB No 2号ボーリングが施工され、深度一二〇メートルまで掘さくして失敗におわった。

このB No 1号・B No 2号ボーリングは東邦地下工機株式会社の請負工事であり、両工事で合計一九六万円の工事費であった。工事費が割高であり、また成功の確約のない事業に投資することのはずもあって、急遽手動

式掘さく機一台を購入して、湯島区職員による直営の掘さく工事にきりかえたこととなつた。掘さく機は、

○東邦A U四型 (二〇〇ト^ル_{メー}型) で購入費は一六八万円であつた。

掘さく能力=二〇〇ト^ル_{メー}。電動機=一〇馬力。回転・衝撃式。P-1型ポンプ付。

この掘さく機で、昭和二十七年七月二十二日より掘さくしたB No 3号ボーリングが、深度七三・八ト^ル_{メー}で湧出温度六六・五度C、湧出量六〇~一〇〇ト^{リフ}_{メー}/毎分と有力な第十八号泉が昭和二十七年八月二十七日ついに成功したのである。その後昭和四十二年に掘さく機を、つぎのとおり三台購入した。

○東邦D-1五B (七〇〇ト^ル_{メー}型)

掘さく能力=七〇〇ト^ル_{メー}。電動機=一五馬力。デーゼル=四〇馬力。

B G-1-1〇ポンプ付 (電動機:一〇馬力、デーゼル:一五馬力)

○鉱研P E-1五 (二〇〇ト^ル_{メー}型)

電動機=七・五馬力。MG-1五型ポンプ付=電動機:五馬力。

○東邦D-1-1 (二〇〇ト^ル_{メー}型)

電動機=七・五馬力。

したがつて現在湯島区には、四台の掘さく機を保有しており鉱研P E-1五掘さく機と東邦D-1-1掘さく機は主として試掘用として使用されている。

また東邦D-1五Bによる高深度掘さくにあたつては、湯島区職員二名（安木洪・瀬川孝光）を下関市東邦地下工機株式会社と門司市東邦地下工機株式会社へ、昭和四十四年に交替で三ヶ月間実習のため研修派遣した。

十八号泉) B No 4号 (第十九号泉) B No 9号 (第二十号泉) B No 12号 (第二十二号泉) B No 13号 (第二十三号)

泉源の開発
前述の「城崎温泉の現況」のうち「地質と源泉状況」にて、一覧表で述べているように、現在までに湯島区が実施した「ボーリング工事」は一五ヵ所であるが、成功したものは B No 3号 (第

		(安山岩) 花崗岩
- 180	59.0	
- 190	61.1	花崗岩 (軟) 花崗岩
- 200	63.5	花崗岩
- 210	66.0	
- 220	68.0	
- 230	70.0	
- 240	71.5	花崗岩 (硬)
- 250	73.0	
- 260	74.5	
- 270	74.0	
- 280	76.0	
- 290	76.5	
- 300	78.0	花崗岩
- 310		
- 320		
- 330	76.5	
- 340		
- 350	75.5	350.1m

Boring No.15
(S 44.10. 4 ~ S 47. 3 .15)

深度△m	温度℃	地質(名称)
		表土・粘土 5.0m
- 10	18.6	安山岩質角れき 岩 安山岩質凝灰 岩
- 20	23.0	赤渴色角れき岩 質凝灰岩
- 30	28.0	粘土層 赤渴色角れき岩 質凝灰岩
- 40	28.5	花崗岩
- 50	30.8	粘土層 角れき岩混り花 崗岩
- 60	33.2	花崗岩
- 70	37.4	
- 80	37.5	
- 90	44.5	
- 100	48.0	
- 110	48.8	
- 120	48.3	
- 130	52.0	
- 140	54.0	
- 150	53.2	
- 160	56.0	
- 170	59.6	

表140
第一十四号泉の地質等柱状表

泉) B No 15号 (第二十四号泉) の六カ所である。

このうち第十九号泉と第二十三号泉は前述の理由によつて原形に復旧しているので、実質的には四カ所の「ボーリング工事」による泉源が現在では最も有力な泉源として活用されており、ボーリングによる成功率は、三分ノ一から四分ノ一となつてゐる。

一般の通説として、地表下約一五メートル位になると年間のその土地の平均気温に、ほぼ等しい値の地温を示すようになるので、この地帯を称して地下恒温带と呼んでいる。地下恒温带以下は、深さとともに地温を増してきて大体三〇メートルにつき摂氏一度Cの割合で上昇してくるので、これを地下増温率とよんでいる。湯島地区では、今までのボーリング工事の立面図にて検討すると一〇メートルにつき摂氏一度Cから一・五度C位の増温率となつてゐる。

したがつて湯島地区は、有望な温泉地帯であることは間違ひないが、地下の断層と泉脈にあたらなければ開発は成功しない。こうしたことから温泉の探査は非常に難しいとされてゐるが多くの諸先生方に一方ならぬご指導をいただき、今日の開発の成功をみてい。ここにあつく感謝の意を表したい。

松山基範・瀬野錦藏・広瀬孝六郎・小林儀一郎・辻 雅郎・三雲康臣・熊谷直一・初田甚一郎・

吉川恭三・吉沢 甫・湯原浩三

(4) 第一次・第二次内湯配湯

旅館の協力と配湯方式「内湯併置」の実現のために各先進地の視察見学をする一方、新泉源の調査掘さく等の推進事業

のための財源確保に大変な努力がはらわれた。

その一つは、当時の西村町長が旅館組合を通じて湯島区へ、一軒につき五万円の協力費を無条件で負担することを提案した。これは温泉こそ城崎温泉にとつては血の一滴であり、とぼしきを分ち合う共生共榮の精神を強調して、城崎温泉の歴史と天然の景観の中に渾然一体となつた城崎温泉の魅力を存続させながら、城崎町の基本方針を整備実現し併せて湯島区の事業、すなわち将来ともに外湯を堅持し、なお内湯を実現するために特別の泉源確保をする事業について、成功・不成功にかかわらず無条件に協力を要請したものであつた。町長の、この要請を四〇軒の旅館業者が等しく受入れて無条件なる負担の申込みをすることとなつた。

また一方、兵庫県に要請して二〇〇万円の補助交付金を受ける等の財源措置をして、掘さく事業および配湯計画を立案する等、和解条項にもりこまれている一〇カ年内に内湯実現を目指して最大の努力がはらわれた。

昔の城崎温泉は泉源地に共同浴場を建てて、その周辺に民家が集まり次第に発達してきたので、泉源から湧出する温泉量の範囲内の量をもつて外湯の維持管理がなされていた。各外湯には専用の泉源があり温泉の湧出地点によつて、その泉質も若干差異変化がみとめられ各浴場では建物の構造の相違に加えて、肉体的な入浴感覚の違いを感じることが多かつた。また泉源もほとんどが自然湧出であったので、「たれ流し」つまり未利用のままの流出湯が相当あつた。したがつて、このような従来の流出湯を合理的に切り替え集湯蓄積して配湯を一元化することが、至上のものとの判断によつて集配湯方式が企画された。

(第一十号泉) の成功によつて、高温度の湯量を得たものの六カ所の外湯と全旅館に内湯が実現するだけの全

要望量を満たすにはいたらなかつた。第十八号泉と第二十号泉の二泉源の開発により、これ等を主体とした源泉の総湧出量は、区有泉源より一日につき一、〇八八立方メートル私有泉源より一日につき約九〇立方メートル、合計一、二〇〇立方メートル弱となり平均温度は五四・五度Cとなつた。

また昭和二十六年より昭和三十一年までの間、実施した九本の掘さくボーリングによつて城崎温泉の源泉の実態と分布状況などがほぼ推測できる状態となつた。したがつて源泉の管理と整理は、当然必要となることに加えて内湯訴訟和解条項が空文化しないためにも、また城崎町の近代的な發展のためにも、一日でも早く内湯の実現が必要であり、無条件で湯島区に協力してきた旅館のためもあつて昭和三十一年十月に二カ所の集湯槽より、六カ所の外湯と旅館四〇軒（私有泉源所有者四軒を含む）に集湯槽で約五四度Cの温泉に調節して水道圧送方式（魚骨方式）により、数地区に分散して温泉を配湯することになつた。

集配湯は、既存泉源の活用を主としたのと地形的に細長い旅館街に併せ源泉の分布状況であつたので、現時点では温泉の集配湯の最良とされてゐる循環方式を採用することは、地形的に財政的に無理であるとの判断をくだした。当時採用された魚骨方式による配湯方法としては、内湯配湯については一率に毎時三六〇リットル（二石）の二四時間連続の定量配湯とし、外湯の配湯については、午前六時から午後一二時まで定量配湯とした。また配湯の補償温度は四六度Cと低温配湯を余儀なくされた。

第一次 昭和三十一年十月十二日城崎町では、三大事業完成祝賀式が城崎小学校講堂において盛大に挙行
内湯配湯 された。

三大事業完成とは
○内湯配湯工事完了。

○「一の湯」浴場完成。
○「城崎大橋」竣工 を指す。

祝賀会総務委員長・西村四郎の開式の辞ではじまり

区議会議長 安田篤二

浴場建築委員長 西村止才之亮 (新城崎町第四代町長)

橋架建築委員長 伊賀市太郎 (新城崎町第二代町長)

より各事業報告がなされた。

この第一次の温泉配湯は、将来の浴場改造を考慮しながら総合配湯方式を採用しており、鴻の湯・まんだら湯は独立泉源で供給していた。この工事では、工事費を低額に抑えるため土木工事・建築工事・電気工事等を除いて配管工事等は直営工事で施工した。また總工事費の九三〇万五〇〇〇円のうち湯島区負担額二五〇万円の残額の約二分ノ一は、受湯者が工事負担金として一軒あたり九万円、合計三六〇万円を納入した。これにより城崎温泉では、はじめて旅館に内湯ができる「外湯・内湯併置」が実現したのである。

○第一次温泉配湯工事概要はつぎのとおりである。

工事設計・工事担当＝温泉課

設計指導＝京都大学・工学博士 前田 敏男

山口 敬一

期＝起工 昭和三十一年一月二十日

完工 昭和三十一年十月十一日

工事内容

機械室および中継室 八カ所

ポンプ (電動・ディーゼル併式) 一～五馬力＝九台

送湯管 集湯区間 一、二〇〇メートル

配湯区間 一、三〇〇メートル

	計一、五〇〇メル	内訳
攝氏六〇度以上の送湯区間はエタニットパイプ	一一七万六〇〇円	建築関係費
その他は塩ビパイプを使用（全管保温装備）	一五八万円	機械設備費
工事費		
総工費 九三〇万五〇〇円	配湯設備費	三二万円
（温泉課人件費、掘さく関係費をのぞく）	集湯湯槽費	三六万五〇〇円
	集湯湯管費	一二四〇万五〇〇円
	集湯湯管布設費	三四六万九〇〇円
○第一次内湯配湯旅館名はつぎのとおりであった。		
三木屋・ゆとうや・古まん・西村屋・鴻の湯館・つるや・喜福・つちや・まんだらや・つたや・但馬屋・ 泉都・相生・安田屋・大和屋・森津屋・しなのや・はし本や・みよし館・まつや・小林屋・こじまや・ かめや・山本屋・月本屋・むつのや・赤石屋・ときわ・早川・つばきの・朝来屋・市田屋・山城屋・ おけ庄・田木屋・三国屋・丹波屋・うめや・油屋・菊の井	以上四〇軒	
第二次 第一次内湯配湯実施後、我が国が経済の高度成長期をむかえるとともに城崎温泉は観光客も年ご 内湯配湯 とに増加し、昭和三十五年当時あらたに温泉の分湯を希望する未配湯旅館がしだいに増えた たので、湯島区議会では、昭和三十七年「増湯計画特別委員会」を設置して温泉量の増大確保、「外湯」との 関連性および経費等財政的に検討をくわえた結果		
・ 温泉の確保が困難であるので「外湯」の温泉利用を合理化すべきである。		

・現段階で上水または低温度の温泉を加熱する方式は、利用料負担の点で高額となるので無理である。

との意見が集約されて、昭和三十六年よりすすめていた配湯管の改修工事をはやめ、昭和三十八年八月第二配湯室（集湯槽の容積八〇立方メートル、工事費五〇五万円）を柳湯に隣接して構築した。つづいて昭和三十九年八月第一配湯室（集湯槽の容積八〇立方メートル、工事費三五〇万円）を鴻の湯の敷地内に設置した。

この間に昭和三十七年三月十五日成功したB No 12号（第二十二号泉）と昭和三十九年三月三十日B No 13号（第二十三号泉）の成功によって源泉の総湧出量は、区有泉源のみにて一日につき一、二〇〇立方メートルとなつた。

したがつてあらたに二カ所の新泉源の開発に加えて温泉利用を合理化することによつて、第二次内湯配湯が可能と判断されるようになつた。

昭和四十年五月第二次内湯配湯の配湯管布設工事に着手し、昭和四十年十月十一日より新規に二七軒の旅館および寮をくわえ、合計六七軒に内湯配湯を実施することとなつた。

今回の温泉利用の合理化の特徴は、外湯の入浴者数に合わせて温泉の供給を調整し余剰温泉を集湯槽に貯え、内湯への増配湯に充当したことであつた。

○昭和三十六年以来、実施した総合配湯工事の概要はつぎのとおりであつた。

総工事費	三四三三万八〇〇〇円	配湯施設原材料費	一一三七万五〇〇〇円
第一・第二配湯室建設費	八一四万一〇〇〇円	道路等の復旧費	一〇二万七〇〇〇円
送配湯管布設工事請負額	二三〇万円	掘さくおよび配管人件費	六四〇万五〇〇〇円
機械器具および備品費	四三三万五〇〇〇円	その他	七五万五〇〇〇円

工期

自昭和三十六年四月一日

至昭和四十年九月十日

温泉送配湯管の総延長

約六七五五メートル

使用配管・その他の材料

配管材 II フジパイプ・東洋パイプ

この総工事費の約半額の一七二八万円は受益者の負担として旅館および寮の協力をえて実施された。

表141 外湯の送湯基準量（単位＝石）

		浴場名		営業時間		内容		平日基準量(A)		ピーク日の増湯量(B)		最高日配湯量(A+B)	
		一の湯	さとの湯	六・五・二二	直営	六〇〇	三〇〇					九〇〇	
合計	柳	地藏湯	一五	六・五・一三	委託	二〇〇	六〇					二六〇	
	柳	湯	一五	六・五・一三	直営	四〇〇	二〇〇	六〇〇				二六〇	
合計	御所湯	小計	一六	六・五・二三	委託	一五〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二六〇	
	御所湯	湯	一六	六・五・二三	直営	一、三五〇	六一〇	一、九六〇				二六〇	
合計	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	委託	三〇〇	一五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	二六〇	
	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	直営	一、九六〇	二、八一〇	二、八一〇				二六〇	
合計	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	委託	二五〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二六〇	
	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	直営	八五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二六〇	
合計	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	委託	六〇〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二六〇	
	鴻の湯	まんだら湯	一五	六・三・五	直営	八六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二六〇	

表 142 内湯配湯量
(単位: ml)

		区 分		一時間送湯量		一日送湯量	
片 岡 真 一 私		西 村 六 左 門 私		日 生 下 憤 一 私		西 村 四 郎 私	
計	六十七軒						
		二二六三	一二六	三	四	九六	一六八
		一四七	三、五二八	七二		一六八	

エスロン・クボタ塩ビパイプ

保温材 II E・G・K フォームガラス

ハイラックカバー

スタイルホームカバー

アキレス・ウレタンカバー

送湯ポンプ II一八台（一馬力）一五馬力

計六六馬力（諷訪・小松製作所製）

○昭和四十五年の配湯状況はつぎのようであつた。

○昭和四十五年当時の送配湯量の総計は

外湯十内湯＝二八一〇石十三五二八石＝六三三八石／日＝一四〇立方メートル／日であった。

○第二次内湯配湯の工事費の負担額は

一般旅館新規受湯者＝一軒当たり六〇万円。寮・その他の宿泊施設＝一軒当たり七〇万円であった。

(5) 城崎温泉の集中管理達成

城崎温泉合理化の必要性　温島区は昭和四十年十月第二次内湯配湯を実施後も引きつづき、源泉の調査と泉源確保のための試掘として芦切トンネル口の猪飼で、昭和四十年四月一日より昭和四十三年九月二十八日までB No 14号ボーリングを実施していたが失敗に終った。その後翌年の昭和四十四年十月四日より温泉湧出量増大を期してB No 13号（第二十三号泉）のわずか約三ドン南の地点を選定してB No 15号のボーリング作業として、かねてより購入備蓄の東邦D-15B七百四十型掘さく機を初めて稼働し直営工事で着手することとなつた。

この工事は、隣接の第二十三号泉の湧出深度が一四〇・二メートルであつたことから、ある程度成功率の高いことを予想しながら掘さく予定深度を五〇〇メートル、孔口直径を従来の約二倍の二五〇ミリと大きくし、水中ポンプにより直接揚湯と送湯をする方法を予定して、従来採用していた圧さく突気の注入方法の欠点を改良し合理化する方法を期待した。

工事は直営による大型掘さく機のはじめての操作であつたので、なかなかの危険度の高い難工事であり隣接泉源の湧出深度一四〇メートル付近では泉脈にはあたらなかつた。しかし孔底温度が順調に上昇していくので掘さくを継続し、ここに温泉課職員一丸となり幾多の困難と危険作業を克服して、二カ年半にわたる不屈の精神とた



写285 ポーリング15号のやぐら

ゆまぬ努力によって、城崎温泉では初めての高深度掘さくが昭和四十七年三月十五日深度三五〇・一メートルで成功することができた。この泉源を第二十四号泉と呼称し従来の第二十三号泉は埋没し原形に復旧した。

第二十四号泉は 最高揚湯量＝一八〇リットル／毎分 自然湧出量＝四八リットル／毎分

適正揚湯量＝一二五リットル／毎分 湧出温度＝七五・三度C

昭和二十七年に掘さく機を購入後温泉課職員による泉源の開発が直営で継続実施されて、昔の泉源より高深度の泉源が成功した反面、従来の沖積層から湧出していた有力源泉がしだいに衰微する傾向があらわれた。この悪循環を解消して如何に増湯するかその方法を種々検討した結果、冷泉を加熱して增量する方法を採用した。「一の湯」の構内に六〇万キロカロリー／毎時の水中ボイラを設置して「一の湯」の温泉使用量の一部を賄つたが、この方法は一時的には増湯の要望をみたすことができたが、しかし城崎温泉の温泉需要の面からすれば決定的な解決にはほど遠いものであつた。

一方貴重な地下資源の衰微を防止するため、源泉の濫用をつつしむとともに地下水の混入と源泉相互の関連性等を判断して、従来からの二〇数カ所の源泉群を、逐次に整理し原形に復旧した。その結果湧出量については和解当時の約二倍程度に増加し、集中管理設備工事の着手・完成までは七カ所の外湯と

六七軒の内湯旅館に一日約一、二〇〇立メートル²の温泉を確保してその全量を配湯していたが、なおも泉量の不足を訴えている状態であった。したがつて、

○昭和三十一年の第一次内湯配湯以来、昭和四十七年までの約一六年間に社会状勢がいちじるしく変化して、温泉地の形態も当然変わらざるを得なくなつた。

○昭和四十四年以来各外湯の整備が年次計画で実施され城崎温泉の外湯のイメージアップが推進されてきた。

○温泉地としての魅力増大の一手段として内湯を整備するため、配湯量を増大する必要がおきてきた。

○宿泊客の増加に対応するため、浴槽設置認可基準の緩和の要望が高まってきた。

○第一次・第二次の内湯配湯後も未配湯の、約三〇軒の旅館営業者の温泉配湯希望が表面化してきた。

○温泉需要のピークとオフピークの差が年々いちじるしくなつてきたので、毎時定量の温泉配湯では浴槽の操作がしきれなくなつてきた。

○配湯管の老朽化と併せて末端受湯者の配湯温度の低下がはなはだしくなり、受湯者間の浴槽の運転効率の差が極度に目立つてきた。

等々の理由により、配湯量の増大が長年の城崎温泉の切迫した課題となり、ひきつづく泉源の開発にもかかわらず、なお配湯方法合理化の必要性が痛感されてきた。

城崎温泉の集中管理設備工事

城崎温泉の全配湯量の増大が長年の切実な課題でありながら、新泉源の開発も大幅に湯量を確保するまでにいたらず、如何に配湯の合理化をすすめるかを湯島区議会ならびに当局が研究討議をかさねた結果、温泉の技術管理の権威である中央温泉研究所に診断を依頼することになった。そ

して合理的な配湯量増大の解決方法を模索する中で、昭和四十六年春、中央温泉研究所の益子安所長より温泉の集中管理についての基本理論を聞いた。われわれ関係者は長年研究しつづけて結論を得なかつた増湯計画に対する可能性をここにはじめて知つた。幸い「一の湯」に設置していた水中ボイラーによつて冷泉の加熱方式を一部採用していたので、このボイラーを利用して給湯温度を五五度給湯・六〇度給湯・六五度給湯に設定して、それぞれの温度による「一の湯」浴場の全温泉使用量を測定した。

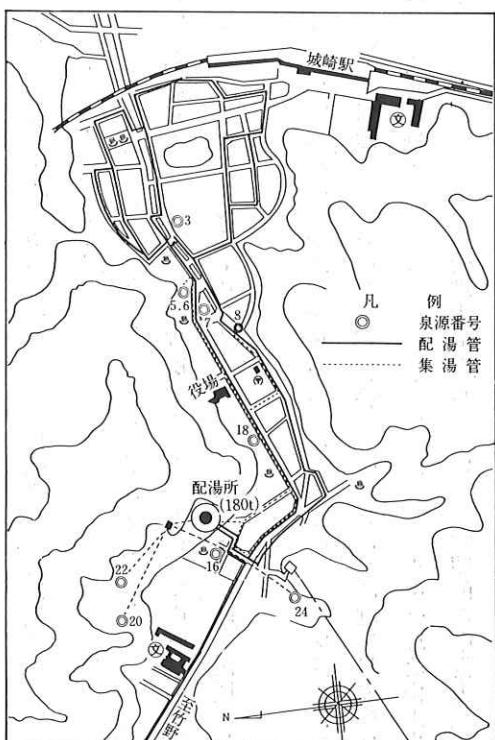
これによつて温泉の熱を主体として管理すれば、使用する温泉の量そのものは今までより少量となつても、その利用効果は泉量を倍増したときと同程度の利用効果を生ずることが理解できるとともに、集中管理の基本理論が正確であることを証明する材料ができた。したがつて受湯者の旅館業者にも、この実験の結果説明を数回行つて理解を得ることができた。

昭和四十六年中央温泉研究所と集中管理設備工事実施設計の委託契約を締結するとともに、湯島区議会内に「第二次温泉利用実施計画特別委員会」（委員長＝早川道夫）を設置して、以後益子所長をはじめ細谷昇先生他多数の先生方の指導により、もっぱらこの集中管理設備事業にとりくむこととなつた。この集中管理設備工事実施により従来の魚骨方式による配湯方式から「循環式による熱管理水道方式」といった画期的な配湯方式に切り換えることができた。

この工事は温泉使用者の啓発、住民への理解説得など、幾多の困難な作業を克服して短時日の期間に完成することができ、昭和四十七年十月六日新設備による通湯を開始することができた。
集中管理設備工事の概要は、つぎのとおりである。

- 場所 II 兵庫県城崎郡城崎町の湯島地区全域
- 配湯方式 II 循環式による熱管理水道方式
- 設計 II 東京都豊島区高田三ノ四一―八
- 施工 II 大阪市西区鞆本町一ノ五〇
- 東亜港湾工業株式会社大阪支店
- 工事費総額 II 一億〇二〇〇万円
- 工期 着工 II 昭和四十七年五月十六日
- 竣工 II 昭和四十七年十月卅一日
- 工事概要
- a、配湯管 II 総延長 四、三六四メートル
- 一五〇φ配湯管 七三〇メートル
- 一〇〇φ配湯管 一、六四一メートル
- 七五φ配湯管 一、〇五四メートル
- 六五φ配湯管 二八メートル
- 五〇φ配湯管 一九八メートル
- 断湯弁 二八個

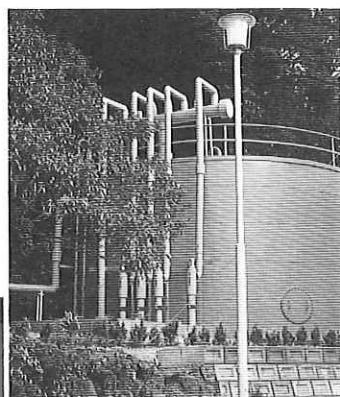
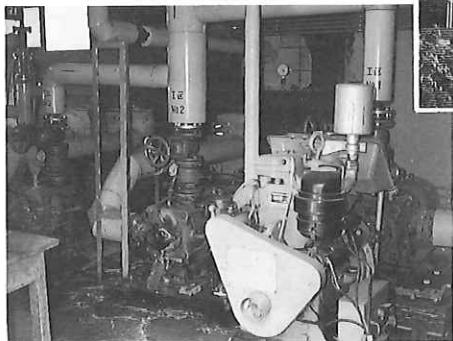
図50 新設の集湯管および配湯管の路線図



第二節 城崎温泉の集中管理

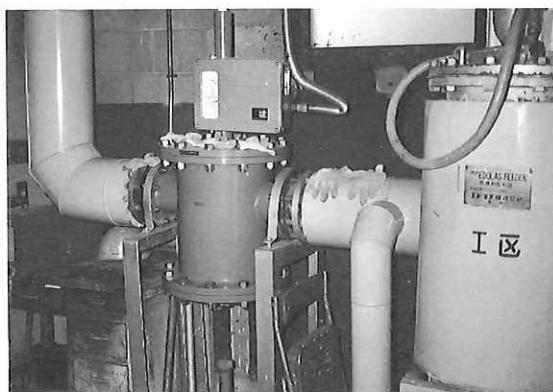
b、	自動排氣弁	一八個
	壓力制御弁	三五個
	分湯栓	九個
c、	配湯所ポンプ設備	一〇二個
	配湯ポンプ五五〇トル／毎分	
	五五トル一一台	
	配湯ポンプ三〇〇トル／毎分	
	三五トル一一台	
	全右（ジーゼル付）五五〇トル／毎分	
	五五トル一一台	
	排氣弁・制御弁・エド拉斯フィルター一式	
	貯湯槽	
	容量＝二〇〇立方メートル	
	有効容量＝一八〇立方メートル	一基
	鋼板製 内面＝樹脂ライニング	
	外面＝完全保温ラッキング仕上	

写287 配湯所の内部



写286 温泉貯湯槽

○熱管理	d、 集湯管 総延長 七五φ集湯管 六五φ集湯管 四〇φ集湯管	圧力計・流量計・温度計 一式
出発温度	e、 中継所 第一中継所 第二中継所 第三中継所 送湯ポンプ 中継タンク	二六一トメ 九二〇トル 二八一トル 三個 三個
	第一の湯構内 宮本町道路下 御所湯構内 三台 三個	
	エド拉斯フィルター・流量計・温度計	一式
標準配湯温度	五七度C	
	五八度C	



写288 配湯所内部の流量計

貯湯槽へ返り温度＝ 五七度C

本工事施行に際し城崎町の温泉事業として事業認可を受けるとともに、起債申請の手づきをとり総事業費一億〇二〇〇万円に対し一億円の観光事業債が許可となつた。

内訳は、三、四〇〇万円＝公営企業金融公庫債。

六、六〇〇万円＝縁故債。

したがつて工事の完成によって従来より増加する経費としては、

償還元金 五〇〇万円 増加維持費電力料 一八〇万円

起債利息 六七〇万円 増加維持費修繕費 一〇〇万円 合計 一、四五〇万円／年

この経費と従来適用されていた温泉配湯料金の年額を合算した収入が生ずるような料金体系が、新たに制定された条例中の料金表である。

城崎温泉の 温泉分析結果はつぎの通りである。
価値の諸要素

○湧出地

兵庫県城崎郡城崎町湯島六五九番地先・四一五番地一一先・四一五番地一二・四一三番地先・三八七番地
先・六〇九番地先・四六三番地一一・六一七番地先・六一七番地先、八五七番地。以上一〇泉源混合泉
(No 3・No 5・No 6・No 7・No 8・No 16・No 18・No 20・No 22・No 24 泉源)

○湧出地における調査および試験(昭和四十八年四月十八日)

a、泉温＝五八・五度C (気温一四・〇度C)

- 試験室における試験
 - a、性状＝ほとんど清澄である。
 - b、水素イオン濃度（PH）＝七・六
 - c、比重（二〇度／四）＝一・〇〇三三
 - d、蒸発残留物（水一立中）＝四・四八九グラム
 - e、含有成分およびその分量＝（省略）

○泉質＝含塩化土類—弱食塩泉（緩和低張性高温泉）

○適応症および禁忌症

a、一般的禁忌

- すべての急性疾患・ことに熱性疾患・進行性結核・悪性腫瘍・重い心臓病・出血性疾患・高度の貧血・その他一般に病

勢進行中の疾患。

•妊娠中（とくに初期と末期）

•高温浴（四二度C以上）禁忌症＝高度の動脈硬化症・高血圧症

表143 使用予定泉源一覧表

泉源番号	深度(m)	年 代	泉源の状況	場 所	湧出温度(℃)	湧出量 (ℓ/min)
3	29.4	S.13年	自然 流下	なるや前町道分	31.5	60
5.6	3.0	後白河上皇	自然 涌出	一の湯構内	22.0	70
7	20.0	M.42年	ポンプ引上	三宅物産店前	41.0	50
8	22.4	S.18年	自然 流下	園前の河川分	47.5	100
16	20.7	明治年間	ポンプ引上	鴻の湯前町道分	21.5	45
18	73.8	S.27年	ボーリングNo.3	御所湯裏山側	62.5	190
20	135.2	S.31年	ボーリングNo.9	中学校校庭山側	72.5	170
22	198.8	S.37年	ボーリングNo.12	中学校校庭山側	63.0	100
24	350.1	S.47年	ボーリングNo.15	ロープウェイ登り口	75.3	125
計	—	—	—	—	—	910

- b、浴用の適応症＝リウマチ性疾患・運動器障害・創傷・慢性湿疹および角化症・虚弱児童・女性性器慢性炎症・卵巣機能不全症・子宮発育不全症および月経障害・更年期障害
- c、飲用の適応症＝慢性消化器疾患・慢性便秘
- d、吸入療法の適応症＝慢性気管支炎・咽喉炎
- e、灌注療法の適応症＝女性性器慢性炎症・下腿潰瘍

〔注意〕飲用には温泉湧出口の新鮮なものをもちいること。ふつ素を含有するため、飲用の場合、温泉について専門的知識を有する医師の指示をうけること。なお腎炎・ネフローゼ・高血圧症・その他一般に水腫傾向にあるときは、飲用禁忌である。

昭和四十八年六月十三日 兵庫県衛生研究所

○集中管理達成後における使用予定泉源一覧表は前頁の表のとおりである。

一覧表の泉源は、いつでも使用可能な状態に整備されているが集中管理実施後は、第三号泉・第五号泉・第六号泉・第七号泉の各泉源はほとんど使用されていない。したがって、城崎温泉の価値の諸要素は、

使用予定泉源数＝一〇カ所

総湧出量＝九一〇リットル／毎分（七、二六二石／日）一、三一〇立方メートル／日

平均温度＝五六・二度C

関係条例
および規則 集中管理実施にあたり新設した条例および規則はつぎのとおりである。

- 城崎温泉供給条例（昭和四十七年城崎町条例第十七号）
- 城崎温泉利用に関する規則（昭和四十七年城崎町規則第十五号）
- 城崎温泉給湯装置に関する規則（昭和四十七年城崎町規則第十六号）
- 条例・規則の作成にあたりとくに研究を重ねたのはつぎの諸点にある。
 - 私有泉所有者と区有泉利用者との関連性とその取扱い。
 - 温泉利用の新規申込みに対する取扱いと分担金の算定。
 - 沿槽設置認可基準の再検討。
- 条例・規則の骨子はつぎのとおりである。
 - 工事資金の調達方法および償還方法、ならびに長期財政計画。
 - 温泉使用料金の決定の仕方（温泉の無制限使用禁止・基本料金・使用料金・超過料金等の考え方の調整）。
- 条例・規則の骨子はつぎのとおりである。
 - 温泉事業を一つの供給事業（電気・ガス・水道等）とみなした。
 - 城崎温泉の外湯制度の堅持と「外湯・内湯併置の原則」を再確認した。
 - 全区民の共存共栄を基本理念として内湯に対してきびしい規制をした。
 - 内湯旅館の私有泉所有者と区有泉利用者との関係を簡素化した。
 - 温泉利用による恩恵は個人的に専有するものではなく、地区住民はもとより国民すべてが受益すると
いつた温泉のもつ公共性の強調を再確認した。

- ・天恵資源である温泉の効率的利用を強調した。

・温泉の開発について、伝統の保持と泉源の乱掘防止保護涵養を強調再確認した。

これらの条例・規則は、昭和四十七年六月の湯島区議会定例会で議決され六月一日より適用しているが、現在もこの条例・規則により運用されている。

全国的にみても城崎温泉でなければ通用しない独特なものであるといつてもよい。

城崎温泉の 集中管理達成

城崎町湯島地区内市街地のほぼ中央である鴻の湯浴場裏の山裾の高台を整地して、ここに一八〇立方メートル貯湯槽を設置した。各泉源より揚湯した温泉をすべてこの貯湯槽へ、いったん集湯することとしたが、直接に貯湯槽へ集湯する泉源と第一・第二・第三中継所を経て集湯する泉源、およびスケール防止のための中継タンクを経て集湯する泉源に区別した。そして使用予定泉源一〇カ所のうち一番高温度の七五・三度Cである第二十四号泉源をボアーホールポンプによる揚湯として一八〇立方メートル貯湯槽の水位変化と連動し、一定水位に貯湯槽水位が低下すれば自動的に揚湯・送湯し一定水位まで回復すれば自動的に停止する方法をとった。

なお湯島地区内に分散する温泉需要の対象者である外湯七カ所および約一〇〇軒の旅館営業者のそれぞれの温泉受湯口を調査して、いずれの需要者も配湯管分湯栓から受湯栓までの距離が五〇メートル以内となるよう区域内全域の配湯管路線を計画したため、結果的には主要道路のほとんどを掘さく配管した。また配湯管分湯栓から受湯栓までの給湯管工事、および各泉源よりの集湯管工事のため湯島区全域の大半を掘さくしたような状態となつた。したがつて、

配湯管総延長＝四、三六四メートル 集湯管総延長＝一、四六二メートル 給湯管総延長＝一、三六〇メートルである。

温泉供給の基本はつぎのとおりとした。

○循環式による熱管理水道方式

貯湯槽の温泉が配湯所を出発し区域内を一巡してからの貯湯槽へ帰つてくる方式であるから、温泉受湯者は区域内の配湯管分湯栓から専用給湯管によって隨時必要に応じて温泉を使用することができる。また各需要者の構内に設置された計量器を月末に一斉検針して温泉使用量に応じた使用料金を徴収することとなつた。

○配湯圧力

・出発時点＝標準 五・五キロ／平方センチ

・貯湯槽へ戻る時点（温泉使用のピーク時）＝約一・〇キロ／平方センチ

○配湯温度

・出発時点＝五八度C 　・貯湯槽へ戻る時点＝五七度C

五八度Cの温泉が貯湯槽より出発して区域内四、三六四メートルの配湯管を通つて一巡して帰つてくる所要時間は、約四〇分であるがその間の温度損失は僅かに一度C前後であり、約五七度Cとなつてゐる。

このことにより条例にて義務的供給温度を

- ・標準供給温度＝五七度C 　・最低供給温度＝五五度C

この供給温度は、配湯管から分歧した分湯栓における温度を条例で補償しているわけで五五度C以下には特

殊事情がない限り下げてはならないということであり、温泉使用者は最低約一・〇^{メートル}_{立方メートル}／平方メートルの水圧の五七度Cの温泉を総計で一日に一、三一〇立方メートルまでは、自己の使用し易い時間帯と方法で自由に使用できる。ただし短時間内の使用量については、一八〇立方メートル貯湯槽の操作によつて揚湯能力の九一〇リットル／毎分以上の温泉使用も可能となつた。

昭和四十七年十月三十一日完成した城崎温泉集中管理設備工事によつて、未配湯の湯島地区内旅館業者のすべてに内湯配湯をすることができるよう、旅館専用分湯栓を配湯申込みの有無にかかわらず総計一〇二箇設置することとした。またこの設備工事の完成によつて従来のように増湯の見込みがたたなければ内湯配湯ができないといったことはなくなり、何時でも希望すれば配湯可能な状態がととのつた。しかし当局の勧誘にもかかわらず工事の竣工と同時に新たに内湯配湯の旅館業者となつた者は、従来の六七軒に加えて一四軒しかなく、残りの旅館業者は屋内の配管工事、および浴室の新設工事等の都合もあり後日申込みの意志表示がなされた。今回の新規配湯者を表現すれば第三次内湯配湯者といえるが、この時点以後は隨時希望申込みによつて内湯の配湯ができるようになった。このことは城崎温泉にとつては画期的な大きな事業であつたといえる。

城崎温泉の住民は、昔から湯島地区内で湧出する温泉を有難い天恵資源として尊重し、その管理運営は湯島区民の共有財産として管理し、外湯の維持運営によつて全区民の共存共栄の実をあげてきたことは、その歴史により明らかである。近年にいたり大正十四年北但大震災で壊滅的打撃をうけ、その後の復興の途上昭和二年に発生した内湯紛争で二十三年間の苦難の長い年月を経て昭和二十五年和解調停が成立した。この調停条項および内湯条例要項によつて、城崎温泉の温泉利用権を主体とした新たな集中管理が達成されその実現をみるにい

たつた。この城崎方式による集中管理は、私有泉源の所有権を残して湯島地区より湧出するすべての温泉の利用権が、特別地方公共団体である湯島財産区に帰す。といった全国的にもまれであり、法律的に考えても特殊な事例として高く評価されている。

この温泉権の集中管理によつて

(一) 亂掘防止による源泉の保護涵養。

(二) 温泉地におこり易い各種紛争の防止。

(三) 温泉のもつ公共性の強調。

といった観点からはほぼ理想的な管理方法であると、その評価は高くみとめられ和解以後今日まで如何なる紛争もおきていらない。その後昭和三十一年に第一次内湯配湯を実施し四〇軒の内湯旅館が誕生し、昭和四十年に第二次内湯配湯を行つて二七軒の内湯旅館が増加した。つづいて昭和四十七年城崎温泉集中管理設備事業を完成して、現在の技術では最高の設備の集中管理を達成するにあたり第三次内湯配湯を実施して合計八一軒の内湯旅館を数えることとなり、希望旅館のすべての需要にこたえることができた。したがつて未配湯旅館は申込みがあれば直ちに配湯できる方法の集中管理であり、これによつて城崎温泉が各温泉地にさきがけて温泉の集中管理を完全に達成することができたわけである。

昭和四十七年より今日までこの設備施設は事故もなく運転され、多大の成果をおさめて城崎町湯島財産区により維持し管理運営されている。

第三節 内湯問題の解決と今後の課題

(1) 内湯問題

内湯問題の解決 努力の結果、二二年の年月を経た昭和四十七年に城崎温泉の集中管理設備事業の完成を見て、ついに湯島地区内の全旅館業者の内湯需用に完全に応じることができるようになった。

なおこれに加えて城崎温泉の特徴ともいえる「外湯・内湯併置」の原則を完全に実現するために、外湯の經營を徹底的に合理化する一方、内湯旅館に対しても、つぎのような厳しい諸規則を実施して湯島区域全域の区民に共存共栄の理念をしめすこととなつた。たとえば内湯旅館に適用される温泉使用料金については、基本料金・使用料金・超過料金等段階をもうけた。

基本料金は、一ヶ月間に温泉を全く使用しなくても最低責任使用量を設定して基本料金を徴収するものである。これは過去よりの源泉開発等に要した開発費および配湯所・配湯管布設等の配湯施設費ならびに維持管理費の一部を見込み、固定財源を得るために、温泉を特別に私用に供することができるための特別負担の趣旨もふくまれている。

使用料金は、一ヶ月の使用量一立方メートルあたりの単価で二〇〇立方メートルまでを、上水を沸した場合の経費とほぼ見合った単価とし、二〇一立方メートル以上は数段階に区分した累増単価としている。また五〇一立方メートル以上を一種

の罰金料金であるといった考え方を採用した。

なお一ヶ月の温泉の制限使用量を利用許可一件につき七〇〇立方メートルと条例化している。この料金体系は、温泉資源の乱用防止、外湯との温泉使用量の均衡等を勘案したものである。

その他城崎温泉供給条例には、浴槽設置認可基準を設けるとともに給湯停止の罰則規定の一部には「区営温泉浴場の経営に非協力的であり、悪質な営業をなし町・区の温泉行政に熱意の認められないとき。」等々がもりこまれている。

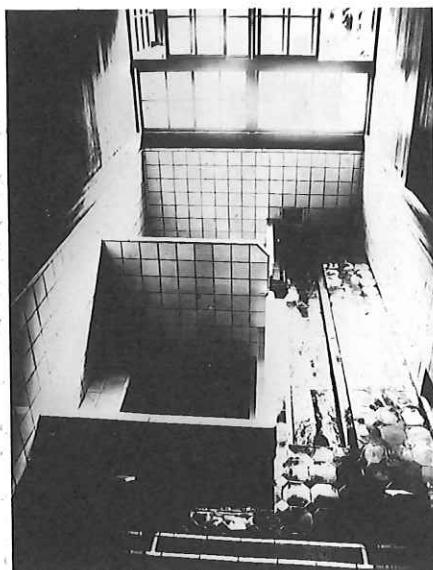
一方昭和四十八年度（S48・4～S49・3）の集中管理直後の温泉使用状況は、（温泉課資料）

年間平均湧出能力	九一〇・〇トル／毎分
年間平均揚湯量	六〇七・六トル／毎分
（能力に対する揚湯率	六六・八%
年間平均検針量	四六三・八トル／毎分
（能力に対する検針率	五一・〇%

したがって七カ所の外湯と全内湯旅館の温泉使用量は、年間平均にして城崎温泉の揚湯能力の五一・〇%で賄われていることとなっており、あらたに湯島地区内の旅館業者が内湯の希望を申しでた場合、町長は城崎温泉審議会に諮問の上その答申を待つて湯島財産区議会の議

表144 内湯旅館数の推移 (温泉課資料)

年 月	温泉内湯 旅館数	備 考
昭和20年	1	内湯訴訟中
〃 26年	3	和解成立
〃 31年	40	第1次内湯配湯実施
〃 40年	67	第2次内湯配湯実施
昭和47年 9月	67	集中管理実施前
〃 47年10月	81	集中管理設備工事の竣工による配湯切換え
〃 48年 3月	81	昭和47年度末内湯旅館数
〃 49年 3月	86	〃 48 〃
〃 50年 3月	87	〃 49 〃
〃 51年 3月	89	〃 50 〃
〃 52年 3月	90	〃 51 〃
〃 56年 3月	89	〃 55 〃
〃 57年 3月	88	〃 56 〃
〃 58年 3月	88	〃 57 〃



写289 内湯浴槽の基準となった三木屋旅館の浴槽（和解当時）

決を得れば即刻配湯可能な状態となつてゐる。

以上のことから現在では城崎温泉の内湯問題は、完全に解決したといつても過言ではない。

内湯旅館 現在城崎温泉の湯島地区内は人口約二八〇〇人程度であり狹少な地区内に約一〇〇軒余りの旅館数の推移がある。そのうちには、外湯との地理的関係や規模的な点で内湯が必要でない旅館も含まれているので、温泉を真に必要とする旅館のほとんど一〇〇%がすでに内湯旅館であるとみなされる（表144参照）。

この基準は、温泉を利用する内湯旅館の浴槽の設置について規制したもので内湯の大きさ、設置認可基準認可数量等を常に点検することになつてゐる。

○利用者は、

- 客室九室まで……………浴槽三個
- 客室一〇室より一三室まで……………浴槽四個
- 客室一四室より一七室まで……………浴槽五個
- 客室一八室からは四室単位に浴槽一個を増す。
をこえて浴槽を設置してはならない。
- 一浴室の浴槽は一個を原則とし、その容積は一・二立方メートル以内とする。ただし二個以上を併置することができる。
- 温泉を利用しない浴槽についても前二項の規定を

適用する。ただし室内バスについては認可基準によらないこととし温泉の使用は認めない。

○浴槽数の算定は、宿泊専用室数により宴会用広間および控室は除外する。
としている。

なおこの規定のうち浴槽の容積の基準を一・二立方メートルとしているが、この根拠は内湯問題の和解成立の時点で「三木屋」に設置されていた内湯の容積が一・二立方メートルであったので、この数字を記念的数字として採用している。

(2) 集中管理達成後の効果等

集中管理
後の効果
集中管理後効果を列挙すればつぎの通りとなる。

○温泉供給温度が均等化・公平化された。

分湯栓における標準供給温度を五七度Cと条例にて義務づけることができた。従来の供給温度が最高で五一度C、条件の悪い個所で四二度Cといった格差が解消された。

○温泉使用が効率化され、配湯量が大幅に減少した。
昭和四十八年度実績で揚湯能力の五一%の配湯量が針検されている。従来の配湯量は一日に一二〇〇立方メートルを集湯し右から左へ全量を配湯していた。

○温泉使用が自由有效地で揚湯能力以上の使用も可能となつた。

泉源揚湯能力の九一〇リットル／毎分以上でも短時間であれば使用可能となり、実績としても一一四〇リットル／毎分の配湯量が記録されたこともある。

- 源泉保護および泉源の涵養につながる。
- 使用予定の泉源一〇カ所のうち一部は休止し一部は汲み上げ規制しており、第二十四号泉は一八〇立方メートル貯湯槽の水位変化による自動操作としているので、従来の約六割程度の集湯で充分賄えることとなつた。したがつて源泉の温度の回復上昇等が期待できる。
- 職員の勤務条件が緩和された。
- これまで集湯と配湯のバランス操作のために一四時間勤務を余儀なくされていたが集中管理後は集湯を一部自動化したためもあり平常勤務となつた。
- 給湯装置の管理責任が明確となつた。
- 給湯装置工人制度を創設したためメーター以後の管理が大幅に軽減され、職員の勤務条件が緩和された。
- 受湯側の操作が簡便となり自由に操作できるようになった。
- とくに外湯では浴場の営業時間の変更および延長が可能となつた。また浴場の管理業務の一部を民間人に委託することも容易となつたことから、現在六浴場を民間人に委託している。
- 外湯の整備が温泉を中心へ推進できるようになつた。
- これまで泉源の開発がないかぎり外湯の整備にあたり浴槽の新設または拡大ができなかつた。それが、昭和四十八年度には鴻の湯の浴槽を約二倍とし、昭和四十九年度には柳湯を解体して「新柳湯」を新築し面目を一新することができた。
- 温泉を必要と思われる旅館営業者の一〇〇%が、既に内湯旅館となつた。

年 度	年度間平均		検針による年 度間の温泉使 用量	能力に対する 率 (%)
	揚湯量 (ℓ/秒)	揚湯率 (%)		
昭和四十八年度	六〇七・六	六六・八	一〇一、三二一	一四二、四八五
四十九	五七六・一	六三・三	一〇一、四五八	一五〇、六四八
五十	五六三・五	六一・九	一三七、四七四	一二三六、四一九
	九八、九五五	一三七、四七四	四四八・六	四九・三

○各種紛争の防止
温泉の利用権を特別地方公共団体である城崎町湯島財産区が掌握したことによつて、温泉地におこりやすい各種紛争が全くなくなった。同時に温泉のもつ公共性を強調できることとなつた。

集中管理後¹の状況 集中管理後¹の温泉使用状況と源泉の平均温度はつぎの通りである。

- 温泉課全般の業務の合理化推進の契機となつた。
配湯職員の半減、浴場の業務の一部民間委託等の実施により、温泉課の職員数は一時期の三分ノ一の人員となつた。
- これまで不足に悩んでいた温泉が一転して余裕が生じるようになつた。
湯島財産区にとつて温泉利用面の拡大、余裕泉源の有効活用など、住民福祉と城崎温泉発展への足がかりができることは、何ものにもかえることのできない有意義なことであつた。また内湯旅館にしても制限の枠内で工夫し有効利用することにより温泉の効率的利用が可能となつた。

第三節 内湯問題の解決と今後の課題

表146 外湯の温泉使用量 (m³)

年 度	外湯の温泉使用量 (m ³)										1日平均	備 考
	一 の 湯	地 藏 湯	御 所 湯	さ との 湯	柳 湯	まん だら 湯	鴻 の 湯	合 計				
昭和四十八年度	三六、九二四	一八、七〇二	二三、三五二	二二、〇〇〇	七、二九八	七、一五六	五、八七九	一〇一、三二一	二七七、六	一		
四十九	三九、三六二	一八、〇一七	二二、八八八	一一、〇三〇	四、四七三	七、五一六	八、一七二	一〇一、四五八	二七八、〇			
五十	三一、九二三	一八、七一〇	二三、四四七	一〇、〇四七	九、七〇三	七、三八〇	八、七三六	九八、九五五	二七〇、四			
五十一	三三、八八八	二二、八四七	二三、七九二	九、八九八	九、二七二	七、六五一	八、七四三	一〇四、〇九一				
五十二	三三、五一五	二三、二六三	二三、九七一	八、一一〇	九、七七一	八、一四九	八、八八七	一〇三、六六六	二八五、二			
五十三	二九、九六五	二三、四三四	二三、八一〇	九、六二〇	八、九七六	七、六〇八	八、二三七	一〇一、六五〇	二七八、五			
五十四	二一、一六六	二三、〇〇〇	一四、八七八	一〇、二五八	七、五二三	七、四二三	八、七四三	一〇四、〇九一				
五十五	三一、三四六	一三、八四三	一四、〇六〇	九、五四一	七、七〇六	七、七六四	八、八八七	一〇〇、八八六	二八四、〇			
五十六	三三、〇六二	一三、五六八	一四、〇八二	九、一八〇	七、七〇九	七、八九七	八、四八七	一〇一、五六五	二七八、五			
五十七	三三、五七八	一二、六四九	一四、五九八	九、六六四	七、七〇九	七、八一二	八、六二六	一〇五、四〇〇	二七八、五			

表 147 各源泉の平均温度の状況(℃)

							年度	泉源		深度(m)	開発温度(℃)	能力(l/min)
五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十	四十九	昭和四十八年度	No 3	二九・四	三一・五	六〇
三三・二	三三・七	三四・四	三四・六	三三・七	三一・五	三一・二	三一・九	三一・六	三〇・七	三一・〇	二三・〇	七〇
三三・四	三四・一	三三・一	三八・一	三七・三	三八・一	三七・七	三七・三	三六・八	三七・四	三一・〇	二〇・〇	No 5・6
三九・六	三九・四	三九・七	三九・五	三九・一	四〇・七	四一・二	四五・一	四五・九	四一・一	二九・〇	一〇〇	No 7
四四・八	四五・六	四五・四	四五・五	四五・三	四五・五	四五・一	四五・〇	四五・五	四五・一	二九・四	二九・七	No 8
二四・四	二四・五	二四・二	二四・二	二四・一	二三・八	二三・五	二三・二	二三・〇	二三・五	二一・五	二〇・七	No 16
六一・九	六二・二	六二・四	六二・一	六二・三	六二・〇	六二・〇	六二・七	六二・三	六二・七	六二・五	七三・八	No 18
七〇・六	七〇・五	七一・五	七三・二	七二・九	七二・九	七二・二	七二・五	七二・一	七二・一	七二・五	一三五・二	No 20
六三・一	六四・四	六三・八	六三・四	六三・四	六一・八	六一・三	六三・五	六三・八	六二・三	六三・〇	一九八・八	No 22
七五・九	七六・〇	七五・二	七五・四	七六・〇	七五・八	七五・五	七五・五	七五・二	七六・四	七五・三	三五〇・一	No 24

第三節 内湯問題の解決と今後の課題

表148 外湯の管理に必要な諸数値

(昭和57年度末)

外湯七カ所の
温泉施設の
数値

外湯七カ所の温泉管理に必要な施設の諸数値は左表の通りである。

浴場名	A=浴槽面積	備考		
	V=浴槽容量	浴槽別	面積(m ²)	容量(m ³)
一の湯	A = 50.65 ^{m²}	男子 A =	12.56	8.33
		々 B =	7.06	4.79
		女子 =	22.89	12.69
		家族湯1(さくら) =	1.50	0.66
		々 2(もみじ) =	1.51	0.66
	V = 29.52 ^{m³}	々 3(雪) =	1.78	0.82
		々 4(月) =	1.57	0.75
		々 5(花) =	1.78	0.82
		男子 =	11.82	7.58
		女子 =	11.49	7.89
地蔵湯	A = 26.29 ^{m²}	家族湯1 =	1.49	0.73
		々 2 =	1.49	0.72
	V = 16.92 ^{m³}	男子 =	15.63	9.46
		女子 =	9.68	6.37
御所湯	A = 25.31 ^{m²}	男子 =	7.94	5.04
		女子 =	11.77	7.45
	V = 15.83 ^{m³}	男子 =	6.69	5.15
		女子 =	7.12	5.69
さとの湯	A = 19.71 ^{m²}	男子 =	8.00	5.15
		女子 =	8.12	5.27
	V = 12.49 ^{m³}	男子 =	11.75	6.60
		女子 =	11.78	6.57
柳湯	A = 13.81 ^{m²}	男子 =	8 個	
		女子 =	7 個	
	V = 10.84 ^{m³}	家族湯 =	7 個	
まんだら湯	A = 16.12 ^{m²}	男子 =	8 個	
		女子 =	7 個	
	V = 10.42 ^{m³}	家族湯 =	7 個	
鴻の湯	A = 23.53 ^{m²}	男子 =	8 個	
		女子 =	7 個	
	V = 13.17 ^{m³}	家族湯 =	7 個	
合計	A = 175.42 ^{m²}	男子 =	8 個	
		女子 =	7 個	
	V = 109.19 ^{m³}	家族湯 =	7 個	

声が高かつた。

昭和四十七年城崎温泉を管理する城崎町湯島財産区が実施した城崎温泉集中管理設備事業にさいし、鴻の湯敷地内に新城崎温泉配湯所を建設して配湯の心臓ともいえる貯湯槽が設置されたことは、まことに意義があり、この城崎温泉発祥の地を庭園化して観光客や住民の憩の場として温泉地らしい雰囲気がつくられた。

これに呼応して城崎温泉の今日の発展のもとであり、町民全員で天恵の温泉に感謝しこれを記念するために、



写290 鴻の湯神社と温泉発祥の噴泉池

(3) 集中管理達成後の付帯事業

鴻野湯神社の再建と発祥地整備 鴻の鳥が飛来して湯島地域にはじめて温泉の湧出

が発見され、その後この地にゆあみ場を建てて但馬の湯治場としてその名を海内に知られるようになり、その効能と天与の恩恵に感謝する住民感情の発露として、現在の「鴻の湯」裏の高台に建立されたものである。また嘉永七年（一八五四）寅正月吉祥日に別当温泉密寺として鴻野湯神社が八軒町世話人中に建立され、今日まで三宝大荒神をご神体として祭祀されていることも記録されている。

近年になり世情が荒廃し素直に温泉に感謝する住民の素朴な願いは、しだいにうすれて長い間台地の東側の一隅に崩壊寸前の状況で放置されており、地元の湯の元町内の住民はもとより識者の間で再建の



写291 第24号泉源と飲泉所

この庭園内の一帯に地元町内会および城崎温泉三湯会が主体となつて鴻の湯神社が再建されたものである。なお場所は湯島財産区が温泉発祥の地に集中管理事業の一部としてあたらしく、小さな池を造り温泉の噴泉設備が設けられたのでこれに隣接して再建された。

第二十四号泉の観光資源化と飲泉所
昭和四十七年三月掘さく深度三五〇・一メートルで成功した第二十四号泉源の揚湯テストの結果はつぎのとおりである。

適正揚湯量 一二五リットル／毎分

揚湯温度 七五・三度C

自然湧出量 四八リットル／毎分（一日約七〇立方メートル）

と判明し城崎温泉の泉源のうち最も有力な泉源となつた。

今回の集中管理設備事業の実施にあたり鴻の湯裏一帯を整備公園化するとともに、温泉用機械室・配湯所・各泉源周辺等の環境整備と美化のため手をくわえたが、新泉源についても温泉湧出地点を観光資源とする目的として、第二十四号泉の場所に小さな揚湯ポンプ取替用の「やぐら」を常時設置して一日で泉源であることがわかるようにした。

またこの泉源を鴻の湯裏に建設した一八〇立方メートル貯湯槽の水位と連動して、揚湯または揚湯停止ができるようボ

アーホールポンプを備えつけたので、一日のうち揚湯ポンプの停止期間が相当あり、この間自然湧出の温泉はたれ流しとなることから、この温泉を利用して飲用に供するため簡単な飲泉所をつくった。
したがって観光用泉源に隣接して飲泉所があり、場所的にもロープウェーの登り口にも位置するため城崎温泉のあたらしい観光資源となつた。

柳町防火水槽の設置 集中管理設備事業の完成のため、今まで城崎温泉の配湯上重要な役割を果していた柳湯に隣接する旧第二配湯室、およびその地下の集湯槽が全く不用となり遊休施設となつた。

したがつて昭和四十九年に旧柳湯をとりこわして新柳湯の新築にあたり、旧第二配湯室も全部とりこわしたが地下の集湯槽は一部改造の上柳町地区の防火水槽とした。そして地上にはあたらしく新柳湯の専用機械室を建設した。

防火水槽の諸要素はつぎのとおりである。（城崎消防本部資料）

名称	柳町防火水槽	容 量	五〇立方法尺（四〇立方法尺級防火水槽）
能 力	二線放水にて約三〇分	吸 水 口	一カ所
竣 工 日	昭和四十九年十二月二十五日		

一の湯前湯香場の設置 昭和四十四年の一の湯増改築工事にあたり「ロビー」に新企画として黒御影石による湯呑場を、女浴室の入口付近に設置することになり一の湯工事の竣工後しばらくは温泉を流していた。しかし当時は温泉量が不足していたことと「ロビー」全體に湿気がこもり協議の結果、温泉の放流を休止した。

昭和五十七年七月この遊休施設となつた湯呑場を一の湯前の時計台下に移転して、すぐ下部の第七号泉源の

温泉を一部活用して城崎温泉のあたらしい観光資源の一つとした。これも集中管理後の余剰温泉が生じたたまものである。

(放出量=約一五リットル／毎分・温度=約四〇度C)

配湯所の整備と 貯湯槽の増設美化

集中管理設備工事の着手にさきだち城崎町温泉
課の要望として、中央温泉研究所へ貯湯槽の容量を有効二五〇立方メートルとするよう希望していたところ、貯湯槽内の温度保持と温泉対流による温泉温度の均等化の点でやや難点があるとの理由で、やむなく現在の一八〇立方メートル貯湯槽に決定施工することとなつた。

しかし将来の温泉需要の増大および貯湯槽内の清掃などのため、いずれはいま一基の貯湯槽の増設を念頭にいれて当分の間正月等の需要ピーク日に対処する方法として、新配湯所の地下すなわち旧第一配湯室の地下集湯槽が遊休施設となつてることから、臨時の予備貯湯槽として配管工事を施工して応急時に對処していた。

集中管理設備事業完成後、今まで約一〇カ年経過しており期間中全施設は事故もなく順調に稼働しているものの、〇年々温泉需要がのびるとともに温泉需要のピークとオフピークの差が増大し、正月などには現在の貯湯量で



写292 一の湯前湯呑場

は賄いきれなくなつた。

○一八〇立方メートル貯湯槽内に相当量のスケールが溜つてゐる氣配があり、これをとりのぞく必要がある。

○建設後一〇カ年経過しているので内部点検の必要がある。等の理由によつて昭和五十七年現在の貯湯槽の東側に並列して一〇〇立方メートルの貯湯槽が増設された。

この工事による貯湯槽は（温泉課資料）

竣工年月日＝昭和五十七年十二月二十五日

容 量＝一二〇立方メートル基（有効容量 一〇〇立方メートル）

鋼 板 製＝外面：完全保温ラッキング仕上・内面：樹脂ライニング
工 事 費＝二、九八〇万円

また昭和五十八年には配湯所に隣接した作業場をとりこわし、あらたに新配湯管理施設が建設された。

この工事による建物は（温泉課資料）

竣工年月＝昭和五十八年二月

建 築 物＝鉄骨造二階建

一階：作業場および車庫・二階：管理室・休憩室・倉庫



写293 新設された貯湯槽（昭和57年）

第三節 内湯問題の解決と今後の課題

建物の面積＝六七・七平方メートル

工事費＝七六〇万円

これらの工事によって配湯所の周辺は、貯湯槽の増設とともに美化整備が促進されることとなつた。

(4) 集中管理達成の広報

印刷物の発行 中集中管理達成の広報のために発行した印刷物はつぎの通りである。

○『城崎温泉の集中管理のしおり』

発行および編集者

• 城崎町湯島財産区 • 温泉課長 住吉正一

• 管理係長

藤野 力

発行の主旨

昭和四十三年六月二十五日に城崎町公会堂において社団法人・日本温泉協会の第二〇回の会員総会が開催された。その記念事業として城崎温泉の広報のため発行した。

発行部数＝五〇〇部 発行年月＝昭和四十三年六月 印刷物の頁数＝四〇頁

発行および編集者

○『城崎温泉の集中管理について』



写294 配湯管理施設

・城崎町湯島財産区

・温泉課長

久保田庄吉

発行の主旨

編集者が第一二回温泉経営管理研修会において発表した内容を整理し、城崎温泉を研究調査される方達の資料として発行した。

○『城崎温泉集中管理の実際』
発行部数＝一、〇〇〇部
発行年月＝昭和四十七年十一月
印刷物の頁数＝二一〇頁

発行および編集者

・城崎町湯島財産区

・温泉課長

久保田庄吉

発行の主旨

編集者が第一四回温泉経営管理研修会において発表した内容を整理し、城崎温泉を研究調査される方達の資料として発行した。

発行部数＝一、〇〇〇部
発行年月＝昭和四十九年十月
印刷物の頁数＝二一〇頁

講演と機関誌

集中管理の広報としての出張講演と温泉工学会発行の機関誌へつぎのとおり発表した。
我国の温泉関係者の相互の連携と知識の向上、経営管理の合理化を促進するために毎年一回

十月に全国から関係者が参考して専門的な知識経験を交換するため

後援＝環境庁

主催＝財団法人中央温泉研究所・社団法人日本温泉協会・温泉工学会

協賛　＝　国民保養温泉地協議会

にて、会場を東京都の野口英世記念会館として三日間の「温泉経営管理研修会」が開催され、各講師の講演と実地見学が実施されている。毎年の参加者は二〇〇～三〇〇人程度である。この研修会につきのとおり城崎町からは三回にわたり講演者を派遣し、城崎温泉の広報にあたった。

○第一回温泉経営管理研修会

講演者＝兵庫県城崎郡城崎町　　温泉課長　久保田庄吉

演題＝「城崎温泉の集中管理について」

期　日＝昭和四十七年十月廿五日～廿七日開催

○第二回温泉経営管理研修会

講演者＝兵庫県城崎郡城崎町　　温泉課長　久保田庄吉

演題＝「城崎温泉集中管理の実際」

期　日＝昭和四十九年十月十六日～十八日開催

○第三回温泉経営管理研修会

講演者＝兵庫県城崎郡城崎町　　城崎町長　西村六左衛門（新城崎町第四代町長）

演題＝「城崎温泉外湯の歴史」

期　日＝昭和五十一年十月十三日～十五日開催

温泉工学会よりの要請を受けて昭和四十九年に城崎温泉の集中管理について特別寄稿をしたところ、温泉工

学会の機関誌につぎのとおり掲載された。

特別寄稿者＝兵庫県城崎郡城崎町

温泉課長 久保田庄吉

標題＝「城崎温泉集中管理の実際」

掲載機関誌＝温泉工学会誌 Vol. 10 No.2, 1975 (P.30~P.37)

(5) 温泉保護と城崎温泉今後の課題

汲み上げ規制と 温泉地における温泉水と地下水との関連は不可分であると、温泉科学における一般的な学
温泉保護審議会 説である。したがつて地下水の汲み上げは源泉の枯渇と衰微をきたすものとして非常に危
険視されている。このことは昭和四十六年七月五日城崎町役場会議室における京都大学名誉教授理学博士・熊
谷直一による講演『消雪に地下水を利用するとの可否』によつてはつきりと証言されている。また城崎温泉
の各泉源相互の関連性からも明らかである。

城崎町においては城崎町湯島地区の全域を対象として温泉湧出目的以外の目的で地下一メートル以上の土石類を採
掘したり、溜池の造成、または井戸を掘つて地下水を利用する場合には、昭和三十九年城崎町条例第二十四号
「掘さくおよび地下水利用の届出に関する条例」によつて、城崎温泉および温泉源の保護のため町長に届出す
ることになつてゐる。そして届出が出された場合町長は温泉保護審議会に諮問して、必要な措置を勧告するこ
ととなつてゐる。

城崎温泉保護審議会は昭和三十六年城崎町条例第四号によつて設置されており、町長の諮問に応じ城崎温泉
の保護のため城崎町の湯島・今津・桃島地区の温泉湧出の障碍事象を調整し、必要な調査と審議をおこなうこ

とになった。委員の構成はつぎのとおりである。

城崎町議会議員

四人

湯島区議会議員

四人

その他の者

三人

学識経験を有するもの

若干名

温泉開発審議会

城崎町では、城崎町のうち湯島地区を除く地域において温泉の開発によつて湧出せしめた温泉を保護しその利用の適正を図り、城崎町の発展ならびに公共の福祉に寄与する目的で、昭和四十三年城崎町条例第七号にて「温泉の開発等に関する条例」が制定されている。

この条例は、温泉を開発することおよびこれを利用しようとすることにより、その地区の将来にわたる混乱と紛争を未然に防止するために町長に届出て、町長の同意を得なければならないこととなつてゐる。そして町長は温泉の開発に同意を与えたものに対し、工事の指導・援助をすることができるとともに、同意を与えたのち他の源泉に影響し、その他公益を害するおそれがある場合は同意を取消し、または必要な措置を勧告することができることとなつてゐる。

この条例の運用のため城崎町に温泉開発審議会が設置されており、条例施行地域の温泉の開発、および温泉源の保護ならびに温泉の利用について調査研究して町長の諮問に応じることとなつた。

委員の構成はつぎのとおりである。

学識経験者＝三名

公益代表＝五名

条例施行地域住民の中から＝八名

城崎温泉の
今後の課題

城崎温泉の集中管理達成により、現時点では温泉の湧出量すなわち供給量と城崎温泉の各温泉施設の温泉使用量すなわち需要量とが一応均衡しているといえる。しかし需要量において城崎

表149

条例による申請者一覧表

申 請 者	申請年月日	種 別	申 請 地	目的
城崎町湯島四六九番地 株式会社 西村屋 代表取締役 西村 四郎	昭和四十三年 三月十四日	温泉掘さく	城崎町樂々浦深原 四三六番地	
兵庫県養父郡八鹿町 八鹿一〇四八番地 太田垣敏雄	昭和四十八年 九月二一日	温泉掘さく		
城崎町上山八三七番地 岩本 陽平	昭和五十三年 三月十五日	温泉掘さく	城崎町来日字馬糞 四五九番地	
兵庫県神崎郡福崎町 福田一七三番地ノ八 株式会社 タカハシ産業 代表取締役 高橋 正勝	昭和五十四年 八月二十八日	温泉掘さく	城崎町上山字椎ノ木 五三三ノ一番地	
城崎町上山八三七番地 岩本 陽平	昭和五十五年 七月十六日	温泉掘さく	城崎町桃島字杵ヶ滝 一四〇番地	
	温泉利用	温泉掘さく		
	城崎町上山字栗津 一四六五番地ノ一	城崎町桃島字杵ヶ滝 一四〇番地		
	浴 用	浴 用	浴 用	浴 用
	療 養	浴 用 および 浴 用	飲 用	

温泉の共存共栄の理念から内湯についてはその設置数とその各浴槽の大きさ等を規制しているほか温泉使用量についても使用量の抑制措置をとっているのが現況である。外湯についても、現況の各外湯の規模や施設内容が必ずしも顧客に満足をあたえ、しかも城崎温泉にふさわしいものであるかどうかを再検討する必要がある。また内湯・外湯ともに需要の要望は年々増大するものとしなければならないし、需要と供給が均衡しない限り早晚ふたたび困難な事態に逢着することは必至であると予想される。したがつて源泉の開発は、需要と供給が均衡している時期こそ必要であると考えられる。

各泉源の維持管理、とくに第二十四号泉の過度の汲み上げ抑制、ならびに区域内全般にわたる源泉状況の諸調査点検による変化測定は、もつとも重要なことであるとともに新泉源の探査・開発は、今後の城崎温泉の発展に欠くことのできない重要な要素であり課題でもある。

今まで不足でなやんでいた温泉が一転して余裕が生じ、温泉利用面の拡大が可能となつて、この余剰温泉の有効活用で、住民福祉など城崎温泉発展の足がかりができたことは、何物にもかえがたい有意義なことである。第三号泉・第五号泉・六号泉・第七号泉などの各冷泉の余剰温泉、および第二十四号泉の未使用時間帯における自然湧出温泉（約四八リットル／毎分・約七六度C）の活用については今後の研究課題である。

昭和四十三年六月社団法人日本温泉協会の第二〇回会員総会が城崎町公会堂にて開催され、その特別記念講演として川島武宜（日本温泉協会学術部委員・東京大学教授・法学博士）と西山卯三（日本学術會議委員・京都大学教授・工学博士）の講演があつた。その西山卯三の「城崎温泉と都市計画」と題して発表された講演内容の記録がある。また昭和四十二年十二月城崎町が将来の町づくりのあり方について、京都地域計画・建築研

究所の所長三輪泰司に委嘱して完成した「城崎温泉総合都市計画基本計画」もある。

これらを参考としながら町の将来を規定する「城崎町振興基本構想」が策定され、昭和四十五年九月二十八日城崎町議会にて議案第四七号として原案可決となつた。その後昭和五十二年三月に「城崎町総合計画」が策定されている。また昭和四十五年九月に策定された基本構想は策定後、社会経済情勢の変化および基本構想の期間が経過したことにもなつて新たに「城崎町振興基本構想について」が策定され、昭和五十七年九月二十二日城崎町議会にて議案第五三号として原案可決となつた。その後昭和五十八年四月には「城崎町基本計画」が策定されている。

城崎温泉の都市計画の根本理念は、「温泉を大切にして地域全住民の共存共栄をはかる」精神であつて区行政ならびに、全町的視野にたつた城崎町の温泉行政が推進されなければならない。

最後に城崎温泉の今後の課題をまとめれば、

- 「泉源の開発と都市計画」
- 「温泉の利用拡大」
- 「共存共栄の街づくりと旅館経営の節度」
- 「市街地区の町並み保全」
- 「外湯の堅持と湯島区の健全財政確立」

である。